

委 託 契 約 書 (案)

委 託 業 務 名	広島平和記念資料館収蔵庫等くん蒸業務 (詳細は別紙仕様書のとおり)
履 行 場 所	広島平和記念資料館本館及び東館
契 約 期 間	契約締結の日から令和5年1月27日
履 行 期 間	契約締結の日から令和5年1月27日
実施報告書提出期限	役務の提供後10日目
検査完了期日(期限)	役務の提供後20日目
委 託 契 約 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
請 求 期 限	検査完了後10日目
支 払 期 日 (期 限)	役務の提供が終了した日から起算して60日目に当たる日とする。 ただし、発注者の業務の検査後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。
支 払 方 法	口座振込により支払う。 支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に受注者に支払う。 なお、振込手数料が必要な場合は、請求金額から振込手数料を差し引いて受注者に支払う。
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上
その他の契約事項	公益財団法人広島平和文化センター委託契約約款のとおり
特 約 条 項	なし
適 用 除 外 事 項	なし
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の公益財団法人広島平和文化センター委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

発注者 広島市中区中島町1番2号
公益財団法人広島平和文化センター
理事長 小泉 崇

受注者